主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人らの負担とする。

理 由

原判決の是認した第一審判決は、上告人A 1 が仲人の世話もあつて一旦被上告人方に復帰したけれども、その後又復家出して、上告人A 2 の下に走つたため、被上告人もやむなく上告人A 1 と離婚するに至つた事実を確定し、右事実関係の下において、上告人らに本件慰藉料支払の義務を認めているのであつて、原判決には所論のような違法は認められない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のと おり判決する。

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	入	江	俊	郎
裁判官	真	野		毅
裁判官	斎	藤	悠	輔